

那覇市公報

第 1 8 1 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（納税課）…………… 867

◇告 示◇

- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）………… 869
- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について（建築指導課）………… 870
- 随意契約の公表について（こども教育保育課）…………… 871
- 令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会の招集について（総務課）………… 872
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 873
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 874

◇公 告◇

- てんぶす那覇マネジメント事業者の募集について（商工農水課）…………… 875
- 「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について（中央公民館）…………… 877
- 「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札公告の訂正について（中央公民館）…………… 880

○「那覇市消防局庁舎給湯設備取替修繕」に係る制限付一般競争入札について （消防局総務課）	881
---	-----

◇消防局訓令◇

○那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令	883
-------------------------------	-----

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	886
○那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	888
○那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	902
○那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	907
○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程	911

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	913
------------------------------	-----

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について	914
----------------------------	-----

規 則

那覇市規則第39号

令和4年8月4日

公 布 済

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成10年那覇市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税免除又は不均一課税の申請） 第2条 条例第9条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を課税免除又は不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の3月31日までに市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 条例第5条に基づく課税免除 <u>産業高度化・事業革新促進地域における固定資産税の課税免除申請書</u> (4)～(6) 〔略〕	（課税免除又は不均一課税の申請） 第2条 条例第9条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を課税免除又は不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の3月31日までに市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 条例第5条に基づく課税免除 <u>産業イノベーション促進地域における固定資産税の課税免除申請書</u> (4)～(6) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定は、令和4年9月30日（同日までに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。）後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地に係る申請について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地に係る申請については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 210 号

令和 4 年 8 月 8 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里崎山町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 大城 昌周
住所(変更後) 氏名 池原 興一
住所

那覇市告示第 221 号
令和 4 年 8 月 17 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 6 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：令和 4 年 8 月 17 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市壺屋一丁目 568 番、568 番 3、568 番 5、568 番 6
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 20.64m 幅員 2.83m～3.14m

那覇市告示第 223 号
令和 4 年 8 月 22 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	那覇市立認定こども園等営繕業務委託 （契約期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 業務に従事する労働者について、最低賃金法に定める最低賃金以上の賃金を 遵守していること及び、労働時間、休日、安全衛生等 適正な労働環境を確保していること。
申請方法	見積書提出 （期限：令和 4 年 8 月 31 日（水）午後 5 時まで）
契約担当課	こどもみらい部こども教育保育課 電話：0 9 8－8 6 1－2 1 1 3

※詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 227 号
令和 4 年 8 月 23 日
掲 示 済

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会の招集について

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和4年9月1日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 250 号

令和 4 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
整形外科てるクリニック	医療法人涼音会 理事長 照屋 均	令和4年7月1日～ 令和10年6月30日
那覇市天久2丁目5番38号		
医療法人なないろ歯科・ こども矯正歯科クリニック 那覇・おもろまち医院	医療法人なないろ歯科・ こども矯正歯科クリニック 理事長 白崎 俊	令和4年7月1日～ 令和10年6月30日
那覇市おもろまち1丁目5番12号		
デンタルオフィス新都心	長浜 優	令和4年6月1日～ 令和10年5月31日
那覇市天久1-27-27 3F		

那覇市告示第 251 号

令和 4 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
長嶺歯科医院	長嶺 将秀	令和 4 年 7 月 31 日
那覇市松川 1-11-13 ハイッ松川 2F		
整形外科てるクリニック	照屋 均	令和 4 年 6 月 30 日
那覇市天久 2 丁目 5 番 38 号		

公 告

那覇市公告第 240 号

令和 4 年 8 月 5 日

掲 示 済

てんぶす那覇マネジメント事業者の募集について

令和4年8月5日からてんぶす那覇マネジメント事業者を次のとおり募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 てんぶす那覇

位 置 那覇市牧志3丁目2番10号

2 選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったてんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

3 管理の基準及び業務の範囲

てんぶす那覇マネジメント事業募集要項及び同業務仕様書のとおり。

4 事業予定期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（10年間）

※事業期間を5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする提案も可とする。

5 応募資格

応募者は、業務期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体（以下「法人等という。」）で、次の事項に該当するものとします。なお、個人での応募はできません。

(1) 法人等が単独で応募する場合

- ①県内に登記簿上の本店又は支店を有する法人等で主たる事務所を県内に

有するもの。

- ②単独で応募する事業者は、共同企業体で応募する法人等の代表団体及び構成員になることはできません。（重複した応募は不可）

（2）共同企業体で応募する場合

- ①代表者：県内に登記簿上の本店又は支店を有する法人等で主たる事務所を県内に有するもの。
- ②構成員：県内外を問わず、登記簿上の本店又は支店を有する法人等。
- ③代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
- ④同一の法人等が、異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。（重複した応募は不可）

※共同企業体を組織する全ての法人等においても、次の（3）から（10）の全てを満たす必要があります。

- （3）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- （4）会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- （6）甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること（取得もしくは取得見込みを含む）。※共同企業体においては、代表者、構成員のいずれかで構いません。
- （7）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- （8）本市から指名停止措置を受けていないこと。
- （9）直近3年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- （10）本公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

6 申請方法

- （1）募集要項等の配布 ※那覇市のホームページからもダウンロードできます。

配布期間 令和4年8月5日（金）から11月30日（水）午後5時15分
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

配布時間 午前9時から午後5時15分まで
（正午から午後1時までの間を除く）

（2）提出書類

てんぶす那覇マネジメント事業募集要項のとおり。

（3）申請書等の提出場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階
経済観光部 商工農水課 TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

7 申請書等提出期限

令和4年11月30日（水）午後5時15分まで

那覇市公告第 246 号

令和 4 年 8 月 10 日

掲 示 済

「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約
- (2) 履行場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市安里2丁目1番1号さいおんスクエア3階）
- (3) 履行内容 別紙「複合機賃貸借及び保守業務契約仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日
 - ※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号及び第2号に基づく長期継続契約
 - ※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
 - ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
 - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和4・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種として「業種コード1事務機（種目「事務機」）」かつ「業種コード28リース業（種目「事務機器類」）」の2業種を登録している業者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係して

いないこと。

- (7) 複合機障害発生時の修理等に迅速に対応できるよう、本市内に本社又は営業所等があること。

3 契約条項を示す場所 牧志駅前ほしぞら公民館

4 質問疑義照会書

- (1) 質問期限 令和4年9月5日（月）午後2時
(2) 「質問疑義照会書」（様式1）をFAX送信により提出。

【牧志駅前ほしぞら公民館】

T E L : 098-917-3443 F A X : 098-867-0343

- (4) 回 答 令和4年9月7日（水）に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。仕様書等を熟読した上でご参加ください。

6 入札参加申し込み

- (1) 入札参加申し込み期限 令和4年9月9日（金）午後2時
(2) 提出書類 入札参加申込書（様式2）
(3) 提出先 直接の提出か、FAX送信による申請とする。

FAX送信後は、必ず確認の電話をすること。

【牧志駅前ほしぞら公民館】

T E L : 098-917-3443 F A X : 098-867-0343

7 入札の日時など

- (1) 入札日 令和4年9月15日（木）午前11時
(2) 入札場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館
(3) 入札方法 直接投函
(4) 入札時提出書類
ア 入札書（本市様式）
イ 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

8 入札書の記載方法

- (1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること。
(2) 所定の「入札書」必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。
(3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない額とすること。
(4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
(5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者

の代理をすることはできない。

- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に参加しない者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条第1項第3号により免除する。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

本案件は予定価格を公表しない。1回目で落札しない場合は、2回目、3回目の入札を引き続き行う。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

12 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1業者1名とする。

- イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
- ウ 入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
- エ 入札会場に入室前に、備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。
- オ 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとることとしている。

（3）提出された書類は返却しない。

那覇市公告第 249 号

令和 4 年 8 月 15 日

掲 示 済

「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札公告の訂正について

令和4年8月10日付那覇市公告第246号にて公告した「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について、下記のとおり訂正があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

1 入札に付する事項

（4）履行期間

【誤】 ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。

【正】 ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

4 質問疑義照会書

【誤】 （4）回答

【正】 （3）回答

那覇市公告第 306 号

令和 4 年 9 月 1 日

「那覇市消防局庁舎給湯設備取替修繕」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市消防庁舎給湯設備取替修繕
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和4年9月9日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和4年9月1日（木）から令和4年9月8日（木）

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和4年9月8日（木）午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 南側講堂（那覇市銘苅2丁目3番8号）

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和4年9月15日（木）午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 南側講堂（那覇市銘苅2丁目3番8号）

7 入札時提出書類

(1) 入札書（市指定様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

11 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 友寄 TEL 867-0119 FAX 869-1190

消防局訓令

那覇市消防局訓令第6号
令和4年8月5日
公 表 済

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 比 嘉 義 樹

那覇市消防局事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市消防局事務専決規程（令和2年消防局訓令第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3(第5条関係) 別記]	[別表第3(第5条関係) 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
予防課	[略]	
	消防同意等に関する事。 [略]	
指令情報課	火災警報に関する事。 [略]	
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
予防課	[略]	
	消防同意等に関する事。 [略]	
	消防用設備等特例適用申請に <u>重要なもの。</u>	<u>局長</u>
	関すること。 <u>軽易なもの。</u>	<u>課長</u>
指令情報課	火災警報に関する事。 [略]	
	[略]	
[略]		

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第8号

令 和 4 年 8 月 1 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定の申請） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 （1） 〔略〕 （2） 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 4 〔略〕 第1号様式（第5条の2関係） 〔略〕 氏名又は名称 <u>印</u> 〔略〕 第3号様式（第6条関係） 〔略〕 氏名又は名称 <u>印</u> 〔略〕	（指定の申請） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人（<u>本市の住民でない者に限る。第7条第2項第1号において同じ。</u>）にあってはその住民票の写し 4 〔略〕 第1号様式（第5条の2関係） 〔略〕 氏名又は名称 〔略〕 第3号様式（第6条関係） 〔略〕 氏名又は名称 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和4年8月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市上下水道局規程第9号

令 和 4 年 8 月 1 7 日

公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程（平成10年那覇市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
（納付通知書等の期限） 第24条 〔略〕 2 前項の納付期限は、発送の日から<u>15日</u>以内とする。 〔第1号様式（第4条関係） 別記〕 〔第1号様式の2（第4条関係） 別記〕 第3号様式（第8条第3号関係） 〔略〕 住 所 <u>那覇市</u> 氏 名 印 〔略〕 〔第4号様式（第9条関係） 別記〕 〔第4号様式の2（第9条関係） 別記〕 第5号様式（第11条第1項関係） 〔略〕 住 所 <u>那覇市</u> 氏 名 印 〔略〕 第6号様式（第11条第2項関係） 〔略〕 住 所 <u>那覇市</u> 氏 名 印 〔略〕 第7号様式（第12条関係） <table border="1"> <tr> <td>担当副参事</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 〔略〕 住 所 <u>那覇市</u> 氏 名 印 〔略〕	担当副参事	〔略〕			（納付通知書等の期限） 第24条 〔略〕 2 前項の納付期限は、発送の日から<u>20日</u>以内とする。 〔第1号様式（第4条関係） 別記〕 〔第1号様式の2（第4条関係） 別記〕 第3号様式（第8号第3号関係） 〔略〕 住 所 氏 名 〔略〕 〔第4号様式（第9条関係） 別記〕 〔第4号様式の2（第9条関係） 別記〕 第5号様式（第11条第1項関係） 〔略〕 住 所 氏 名 〔略〕 第6号様式（第11条第2項関係） 〔略〕 住 所 氏 名 〔略〕 第7号様式（第12条関係） <table border="1"> <tr> <td>課長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 〔略〕 住 所 氏 名 〔略〕	課長	〔略〕		
担当副参事	〔略〕								
課長	〔略〕								

第8号様式(第13条第1号関係)

[略]

住 所 那覇市

氏 名

印

[略]

第9号様式(第13条第2号関係)

[略]

住 所 那覇市

氏 名

印

[略]

第10号様式(第13条第3号関係)

[略]

住 所 那覇市

氏 名

印

[略]

[略]		
住 新	<u>那覇市</u>	
所 旧	<u>那覇市</u>	

第11号様式(第13条第4号関係)

[略]

住 所 那覇市

氏 名

印

[略]

[略]			
所有者	新	住所	<u>那覇市</u>
		[略]	
	[略]		
管理人	新	住所	<u>那覇市</u>
		[略]	
	[略]		

第12号様式(第13条関係)

[略]

所有者氏名

印

[略]

[略]

第13号様式(第13条第6号関係)

[略]

住 所 那覇市

氏 名

印

第8号様式(第13条第1号関係)

[略]

住 所

氏 名

[略]

第9号様式(第13条第2号関係)

[略]

住 所

氏 名

[略]

第10号様式(第13条第3号関係)

[略]

住 所

氏 名

[略]

[略]		
住 新		
所 旧		

第11号様式(第13条第4号関係)

[略]

住 所

氏 名

[略]

[略]			
所有者	新	住所	
		[略]	
	[略]		
管理人	新	住所	
		[略]	
	[略]		

第12号様式(第13条関係)

[略]

給水装置所有者氏名

[略]

[略]

第13号様式(第13条第6号関係)

[略]

住 所

氏 名

〔略〕 第14号様式(第23条関係) 〔略〕 氏 名 印 〔略〕	〔略〕 第14号様式(第23条関係) 〔略〕 氏 名 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

〔改正前 別記〕
第1号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕

〔略〕			
申請者	〔略〕 氏 名 〔略〕	印	〔略〕
			フリガナ 使用者 TEL
指定給水装置 工事事業者	〔略〕 代表者 〔略〕	印	〔略〕
			主任技術者 氏名
〔略〕		〔略〕	〔略〕
氏名	印		
〔略〕			
氏名	印		
〔略〕			
氏名	印		

〔略〕

〔改正後 別記〕
第1号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕

〔略〕			
申請者	〔略〕 氏 名 〔略〕	印	〔略〕
			フリガナ 使用者 TEL
指定給水装置 工事事業者	〔略〕 代表者 〔略〕	印	〔略〕
			主任技術者 氏名
〔略〕		〔略〕	〔略〕
氏名			
〔略〕			
氏名			
〔略〕			
氏名			

〔略〕

〔改正前 別記〕

第1号様式の2（第4条関係）

（表）

〔略〕

〔略〕			
申請者	〔略〕 氏 名 〔略〕	印	〔略〕
			フリガナ 使用者 TEL
指定工事 給水装 置業者	〔略〕 代表者 〔略〕	印	〔略〕
			主任技術者 氏名
〔略〕		〔略〕	
氏名	印		
〔略〕		〔略〕	
氏名	印		
〔略〕		〔略〕	
氏名	印		

〔略〕

〔改正後 別記〕

第1号様式の2（第4条関係）

（表）

〔略〕

〔略〕			
申請者	〔略〕 氏 名 〔略〕	印	〔略〕
			フリガナ 使用者 TEL
指定工事 給水装 置業者	〔略〕 代表者 〔略〕	印	〔略〕
			主任技術者 氏名
〔略〕		〔略〕	
氏名			
〔略〕		〔略〕	
氏名			
〔略〕		〔略〕	
氏名			

〔略〕

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

給水申込書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号		検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造		メーター口径	mm
用 途 別	・一般用 ・連合専用 ・臨時給水		メーター番号	
設 置 場 所			取 付	年 月 日
ビ ル 等 名 称			工 事 完 成	年 月 日
使用者	住 所			下 水 道 接 続
	フリガナ		TEL	有・無
	氏 名	印		
所有者	住 所			臨時給水 前受金及び 領収年月日
	フリガナ		TEL	
	氏 名	印		

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所

氏 名

印

指定店番号	指定工事業者	TEL	
	及び代表者名	印	
年	月	日	指示数
			使用水量
			備考
			住宅 件
			受水槽
			m ³
			店舗 件
			受水槽 (高置)
			m ³
			事務所 件
			高置 水槽
			m ³

記入例
病院・飲食店
アパート等

見取り図

※太線の中だけ記入してください。

《備 考》

課長	業務係			計量係		担当 副参事	給水工事係	
	係長	主査	担当	係長	担当		係長	担当

給水戸番図(— —) 配水系統図()

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

申 請 者 住 所 (施 主)		氏 名	
設 置 場 所			
使 用 者	住所 社名 代表者		

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申し込みの際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払います。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。
- 3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 (施主)	住所 氏名	印
使用者	所在地 社名 代表者	印
指定工事 業者	所在地 社名 代表者	印

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

給水申込書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号		検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造		メーター口 径	mm
用 途 別	・一般用 ・連合専用 ・臨時給水		メーター番 号	
設 置 場 所			取 付	年 月 日
ビ ル 等 名 称			工 事 完 成	年 月 日
使用者	住 所		下水道接続	有・無
	フリガナ	TEL	臨 時 給 水 前 受 金 及 び 領 収 年 月 日	
	氏 名			
所有者	住 所			
	フリガナ	TEL		
	氏 名			

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所
氏 名

指定店番号	指定工事業者 及び代表者名	TEL						
年 月 日	指 示 数	使用水量	備 考	住宅 件	受水槽	m ³	業 種	記入例 病院・飲食店 アパート等
				店 舗 件	受水槽 (高置)	m ³		
				事 務 所 件	高 置 水 槽	m ³		

見取り図

※太線の中だけ記入してください。

《備 考》

課長	計量係		担当副 参事	給水工事係	
	係長	担当		係長	担当

給水戸番図(— —) 配水系統図()

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

申 請 者 住 所 (施 主)		氏 名	
設 置 場 所			
使 用 者	住所 社名 代表者		

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申し込みの際に、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。
- 3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 (施主)	住所 氏名
使用者	所在地 社名 代表者
指定工事 業者	所在地 社名 代表者

[改正前 別記]
第4号様式の2(第9条関係)

(表)

給水申込書(各戸検針用)

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水道番号		冊番号		検針区域		道順	
種別		・新設 ・増設 ・改造		メーター口径		mm	
用途別		・臨時給水 ・各戸検針		メーター番号			
共同住宅種別		・分譲 ・賃貸 ・短期賃貸 ・個人 ・その他()		取付日		年 月 日	
設置場所				工事完成		年 月 日	
ビル等名称							
使用者	住所			下水道接続		有・無	
	フリガナ		TEL				
	氏名 印						
所有者	住所						
	フリガナ		TEL				
	氏名 印						

委任状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住所
氏名 印

指定店番号	指定工事業者	TEL
	及び代表者名	印

年	月	日	指示数	使用水量	備考

・住宅()・店舗()	受水槽	m ³
・共用栓()・事務所()	受水槽 (高置)	m ³
・消火栓()・その他()	高置水槽	m ³

見取り図

※太線の中だけ記入してください。
《備考》

課長	業務係			計量係		担当副 参事	給水工事係	
	係長	主査	担当	係長	担当		係長	担当

給水戸番図(一 一) 配水系統図()

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事用・興行用)

申 請 者 住 所 (施 主)		氏 名	
設 置 場 所			
使 用 者	住所 社名 代表者		

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払います。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。
- 3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 (施主)	住所 氏名	印
使用者	所在地 社名 代表者	印
指定工事 業者	所在地 社名 代表者	印

[改正後 別記]
第4号様式の2(第9条関係)

(表)

給水申込書(各戸検針用)						年 月 日																																													
那覇市上下水道事業管理者 宛																																																			
那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。																																																			
水 道 番 号	冊 番 号		検針区域		道順																																														
種 別	・新設 ・増設 ・改造		メーター口 径	mm																																															
用 途 別	・臨時給水 ・各戸検針		メーター番 号																																																
共 同 住 宅 種 別	・分譲 ・賃貸 ・短期賃貸 ・個人 ・その他()		取 付 日	年 月 日																																															
設 置 場 所			工 事 完 成	年 月 日																																															
ビ ル 等 名 称																																																			
使用 者	住 所			下水道接続	有・無																																														
	フリガナ	TEL																																																	
	氏 名																																																		
所有 者	住 所																																																		
	フリガナ	TEL																																																	
	氏 名																																																		
委 任 状																																																			
上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。																																																			
委任者 住 所 氏 名																																																			
指定店番号	指定工事業者 及び代表者名	TEL																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>指 示 数</th> <th>使用水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">・住 宅()・店 舗()</td> <td style="width: 20%;">受 水 槽</td> <td style="width: 30%;">m³</td> </tr> <tr> <td>・共用栓()・事務所()</td> <td>受 水 槽 (高 置)</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>・消火栓()・その他()</td> <td>高置水槽</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>							年	月	日	指 示 数	使用水量	備考																															・住 宅()・店 舗()	受 水 槽	m ³	・共用栓()・事務所()	受 水 槽 (高 置)	m ³	・消火栓()・その他()	高置水槽	m ³
年	月	日	指 示 数	使用水量	備考																																														
・住 宅()・店 舗()	受 水 槽	m ³																																																	
・共用栓()・事務所()	受 水 槽 (高 置)	m ³																																																	
・消火栓()・その他()	高置水槽	m ³																																																	
見取り図																																																			
※太線の中だけ記入してください。 《備 考》 <table border="1" style="width: 60%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">課長</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">計量係</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">担当副 参事</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">給水工事係</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">係長</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">係長</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>							課長	計量係		担当副 参事	給水工事係		係長	担当	係長	担当																																			
課長	計量係		担当副 参事	給水工事係																																															
	係長	担当		係長	担当																																														

給水戸番図(— —) 配水系統図()

(裏)

臨時給水に関する誓約書(建築工事中・興行用)

申請者住所 (施主)		氏名	
設置場所			
使用者	住所 社名 代表者		

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者(施主)は責任を持って精算します。
- 3 申請者(施主)は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 (施主)	住所 氏名
使用者	所在地 社名 代表者
指定工事 業者	所在地 社名 代表者

那覇市上下水道局規程第 10 号
令 和 4 年 8 月 1 7 日
公 布 済

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市下水道条例施行規程(平成17年那覇市上下水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
(排水設備の計画の確認) 第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、<u>排水設備計画確認申請書</u>(第1号様式)によるものとする。 2 [略] 3 条例第8条第4項の規定による通知は、<u>排水設備計画確認通知書</u>(第2号様式)によるものとする。 (排水設備の工事の完了届) 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、<u>排水設備工事完了届</u>(第3号様式)によるものとする。 2 [略] 第1号様式(第5条関係) (表) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td>印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>指定工事店名</td><td>[略] 代表者氏名 印</td></tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者名</td><td>[略] 氏名 印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table> [略] 第3号様式(第6条関係) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td>印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>代表者名</td><td>印</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	[略]		氏名	印	[略]		指定工事店名	[略] 代表者氏名 印	排水設備工事責任技術者名	[略] 氏名 印	[略]		[略]		氏名	印	[略]		代表者名	印	[略]		(排水設備の計画の確認) 第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、<u>下水道排水設備計画確認申請書</u>(第1号様式)によるものとする。 2 [略] 3 条例第8条第4項の規定による通知は、<u>下水道排水設備計画確認通知書</u>(第2号様式)によるものとする。 (排水設備の工事の完了届) 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、<u>下水道排水設備工事完了届</u>(第3号様式)によるものとする。 2 [略] 第1号様式(第5条関係) (表) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>指定工事店名</td><td>[略] 代表者氏名</td></tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者名</td><td>[略] 氏名</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table> [略] 第3号様式(第6条関係) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>代表者名</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	[略]		氏名		[略]		指定工事店名	[略] 代表者氏名	排水設備工事責任技術者名	[略] 氏名	[略]		[略]		氏名		[略]		代表者名		[略]	
[略]																																													
氏名	印																																												
[略]																																													
指定工事店名	[略] 代表者氏名 印																																												
排水設備工事責任技術者名	[略] 氏名 印																																												
[略]																																													
[略]																																													
氏名	印																																												
[略]																																													
代表者名	印																																												
[略]																																													
[略]																																													
氏名																																													
[略]																																													
指定工事店名	[略] 代表者氏名																																												
排水設備工事責任技術者名	[略] 氏名																																												
[略]																																													
[略]																																													
氏名																																													
[略]																																													
代表者名																																													
[略]																																													

第6号様式(第8条関係)

[略]		
[略]	氏名	印
[略]		

[第7号様式(第9条関係) 別記]

第8号様式(第10条関係)

[略]	
代表者名	印
[略]	

第9号様式(第11条関係)

[略]	
代表者名	印
[略]	

第10号様式(第11条関係)

[略]	
代表者名	印
[略]	

第11号様式(第12条関係)

[略]	
氏名	印
[略]	

第12号様式(第16条関係)

[略]	
氏名	印
[略]	

[略]

第13号様式(第17条関係)

[略]	
氏名	印
[略]	

第14号様式(第19条関係)

[略]	
氏名	印
[略]	

第6号様式(第8条関係)

[略]	
[略]	氏名
[略]	

[第7号様式(第9条関係) 別記]

第8号様式(第10条関係)

[略]	
代表者名	
[略]	

第9号様式(第11条関係)

[略]	
代表者名	
[略]	

第10号様式(第11条関係)

[略]	
代表者名	
[略]	

第11号様式(第12条関係)

[略]	
氏名	
[略]	

第12号様式(第16条関係)

[略]	
氏名	
[略]	

[略]

第13号様式(第17条関係)

[略]	
氏名	
[略]	

第14号様式(第19条関係)

[略]	
氏名	
[略]	

第16号様式(第20条関係)	第16号様式(第20条関係)
[略] 氏名 印 [略]	[略] 氏名 [略]
第18号様式(第21条関係)	第18号様式(第21条関係)
[略] 氏名 印 [略]	[略] 氏名 [略]
第19号様式(第23条関係)	第19号様式(第23条関係)
[略] 氏名 印 [略]	[略] 氏名 [略]
第20号様式(第25条関係)	第20号様式(第25条関係)
[略] 氏名 印 [略]	[略] 氏名 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

〔改正前 別記〕

第7号様式(第9条関係)

(表)

〔略〕						
氏名					印	
〔略〕						
氏名					印	
〔略〕						
〔略〕						
決裁欄	課長	業務係			担当副参事	〔略〕
		係長	主査	係		

〔略〕

〔改正後 別記〕

第7号様式(第9条関係)

(表)

〔略〕		
氏名		
〔略〕		
氏名		
〔略〕		
〔略〕		
決裁欄	担当副参事	〔略〕

〔略〕

那覇市上下水道局規程第 11 号
令 和 4 年 8 月 1 7 日
公 布 済

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程(平成17年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定の申請書等) 第4条 [略] 2 [略] 3 条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、<u>次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>代表者の住所及び氏名</u> (2) <u>代表者印</u> (指定工事店証の再発行) 第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証(第3号様式)を損傷又は紛失したときは、直ちに<u>指定工事店証再発行申請書</u>(第4号様式)を管理者に提出して再発行を受けなければならない。 2～4 [略] (異動等の届出) 第8条 [略] 2 条例第16条第2項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 代表者名<u>及び代表者印</u> (3) [略] 3～4 [略] 5 条例第16条第3項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号に<u>規定するその他規則で定める事項は、次のとおりとする。</u> (1) [略] (2) 代表者氏名<u>及び代表者印</u> (3) [略]	(指定の申請書等) 第4条 [略] 2 [略] 3 条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、<u>代表者の住所及び氏名</u>とする。 (指定工事店証の再発行) 第5条 条例第13条第1項の那覇市下水道排水設備指定工事店証(第3号様式)を損傷又は紛失したときは、直ちに<u>下水道排水設備指定工事店証再発行申請書</u>(第4号様式)を管理者に提出して再発行を受けなければならない。 2～4 [略] (異動等の届出) 第8条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 代表者名 (3) [略] 3～4 [略] 5 条例第16条第3項に規定する届出に関し、同条第4項において準用する条例第12条第2項第3号の<u>管理者が定める事項は、次のとおりとする。</u> (1) [略] (2) 代表者氏名 (3) [略]

6～7 [略]

第1号様式(第4条関係)

[略]		
申請者	[略]	
	フリガナ 代表者氏名 代表者住所	[略] 印
	[略]	
[略]		

第2号様式(第4条関係)

[略]

代表者氏名

印

[略]

第4号様式(第5条関係)

[略]			
申請者	[略]		
	フリガナ 代表者氏名		印
	[略]		
[略]			

第5号様式(第8条関係)

[略]
代表者氏名
[略]

第6号様式(第8条関係)

[略]			
申請者	[略]		
	フリガナ 代表者氏名		印
	[略]		
[略]			

6～7 [略]

第1号様式(第4条関係)

[略]		
申請者	[略]	
	フリガナ 代表者氏名 代表者住所	[略]
	[略]	
[略]		

第2号様式(第4条関係)

[略]

代表者氏名

[略]

第4号様式(第5条関係)

[略]		
申請者	[略]	
	フリガナ 代表者氏名	
	[略]	
[略]		

第5号様式(第8条関係)

[略]
代表者氏名
[略]

第6号様式(第8条関係)

[略]		
申請者	[略]	
	フリガナ 代表者氏名	
	[略]	
[略]		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る

けい線を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市上下水道局規程第 12 号
令 和 4 年 8 月 1 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程(平成26年那覇市上下水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏名 印 [略] 氏名 印 [略]	第2号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏名 [略] 氏名 [略]
第3号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏名 印 [略] 氏名 印 [略]	第3号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏名 [略] 氏名 [略]
第4号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏 名 印 [略]	第4号様式(第5条第4号関係) [略] (第1面) [略] 氏 名 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第10号

令和4年8月22日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 551 号
指定工事店名	水レンジャー
営業所所在地	沖縄県中頭郡北中城村字大城65番地2 F
代表者氏名	柴田 達也
有効期間	自 令和4年8月9日
	至 令和9年3月31日

監査委員告示

那 覇 市 監 査 委 員 告 示 第 1 号
令 和 4 年 8 月 1 9 日
掲 示 済

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
友利 健太	
原田 泰人	
高塚 千恵子	

2 監査の事務を補助できる期間

令和4年7月31日から令和5年3月31日まで